

会長に玉川福和 新理事長に牧野好晃が選出



平成26年度 第42回通常総会 開催

と下りた後、6月に2名体制となった。

あると説いた。代表理事は、県の認可が

り、問題があることが明らかになったのは成果である

無視した活動は有りえないことを強調した。行政と住

冒頭の挨拶で玉川会長は、下水道と浄化槽の問題

は、下水道と浄化槽の問題点について、民主党、日本

の業務を統轄、理事長は組合の業務を執行することが承認され

で士気を高め、新体制の下、平成26年度の組合活動

第1号議案「定款変更の件」では、組合事業が活発

第2号議案、第3号議案は原案通り全員賛成により

第4号議案「任期満了に伴う新役員選任の件」では

議案は承認可決 総会は午後3時、組合員

宮誠紀、新事務局長に田中仁が新たに選任された。その他、

画(案)、収支予算(案)承認の件」が承認され、第5号議案「部

平成26年度 活動方針

- 1 県民から信頼される適正業務を実施する。また研修会等を通じ技術力を向上させ、処理水質に責任を持った、水再生業者になる
2 オンラインによる3業種連携の下、技術上の基準に則した経時的な維持管理を実施し、維持管理体制を強化する
3 みず再生施設認定制度の水質基準を満たさない浄化槽の原因を究明するとともに、適正汚泥引抜量の清掃を実施し、透視度30度以上の達成率を向上させる
4 岐阜大学みず再生技術研究推進センターと共に、透視度を低下させる物質を解明し、水質改善に取り組む
5 新合理化協定により、残業務の安定的な継続実施と、転換業務の適正な実施を図る
6 転換業務に係る契約書・仕様書等を遵守し、事故防止対策を絶えず検討実施する
7 水質悪化防止システム及び緊急警報システムにより、下水道・農集排における事故を未然に防止する
8 住民・議会・行政に対して下水道及び浄化槽についての情報を分かりやすく3回開示する
9 不法投棄などの問題に対し、未然に防ぐよう全力で取り組み、有事の際は迅速に対応する
10 小型家電認定事業者の取得に取組み、小型家電リサイクル法に則った収集・ストック・リサイクルまでの一貫した事業を推進する
11 大会・研修会を開催する

住民本位の活動



玉川福和会長

議案は承認可決

54名の出席を得て開かれた。開会に先立ち、物故者

就任演説



新理事長 牧野好晃

は、住民の目線に立った、3業種連携、みず再生施設

新副理事長 田中剛

岐環協 新体制

Table with 2 columns: Position and Name. President: Tamakawa Fumihiko; Vice President: Makino Yoshinori; Secretary: Minami Takahiro; Treasurer: Minami Takahiro; Auditor: Minami Takahiro.

「合特法」による随意契約方式は、行政の合理的な裁量の範囲内

最高裁判決

平成23年（行コ）第5号損害賠償等請求控訴事件 判決文より

地方自治体が、特定の一般廃棄物処理業者と随意契約とすることが、地方自治法に反するか争われた住民訴訟において、裁判所は「合特法」の趣旨を考慮して、業務委託を随意契約の方式とすることは、行政の合理的な裁量の範囲内であると判示した判例。一審と二審とで、判断が分かれた。一審判決では、下水道への接続家庭が増加してもその経営に影響がないと判断した。しかし二審判決では、一審の前提事実を誤認とし、下水道への接続件数の増加にもかかわらず、業者の自助努力によって売上高の減少を回避していたことを裁判所は高く評価した。

原告の主張

平成20年4月佐賀地方裁判所において、住民37人が起こした損害賠償請求事件。随意契約とした契約金額1億2171万円と一般競争入札であれば形成されたであろう落札価格（80%）との差額（20%に相当する2403万円）に対し、損害を被ったと主張

した。原告である住民の一人は元既存業者の従業員であり新規業者として、競争入札参加を申し入れしていた。保守点検業務は、県の登録をした業者であれば、知識、経験、能力等が著しく劣っているなどの特段の事情がない限り、一般競争入札の方法にならなければならぬと主張し、随意契約の方式は違法であると主張した。また合特法の適用について、既存業者は自助努力によって経営上の打撃を回避できているため、要件である「経営の基礎となる諸条件の著しい変化を生ずること」に当たらないと主張した。

一審を逆転

一審の佐賀地裁は、既存業者らが下水道等の供用開始により被った著しい影響を緩和する必要があったかどうかとして、随意契約締結の合理性の有無が争点とされた。代替業務を独占的に提供することを選択した場合、他の支援の方法を選択する場合に比べ、その必要性は厳格に審査されなければならぬと主張し、合特法の適用についても厳格な姿勢が見られた。平成元年と18年のし尿処理量は増減が認められないこと（簡易水洗トイレの増加）、浄化槽汚泥処理量は増加していること、経営の多角化がある程度はかかっていることから、著しい経営上の打撃を受けたとまでいえないと判示した。それ故、経営上の支援をする必要性は乏しい上、十分に考慮していないとして、裁量権限の逸脱・濫用があったと結論づけ、随意契約は違法だとした。

それに対し、二審の福岡高裁は、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとして、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それら相応しい資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に

達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる合理的に判断される場合も該当すると判示した。下水道の供用開始に伴う影響を検討するに当たっては、単年度の売上上げではなく、長期的な観点が重要であり、既存業者の今までの公衆衛生環境保全に対する貢献も考慮しなければいけない。現在の既存業者の経営状態は企業努力の成果であり、現在の経営状態により将来の保護の必要性を判断するのは本末転倒である。下水道供用開始による影響を判定するには、し尿くみ取量や売上高の推移等の経営の結果ではなく、経営の基礎に関してどのような影響があったか、今後どのような影響を受けるかを精査しなければならず、自助努力せずに売上げが激減すれば保護を受けられるというのは不当だとした。し尿収集など社会的インフラは、必ずしも自由競争原理が適用されるものではなく、行政には、し尿収集運搬事業を継続させる責務がある。合特法が既存業者の保護を各公共団体に委ねている趣旨からすれば、具体的にとどのような保護を行うかは裁量行為であり、交付金を交付することに替えて、随意契約という手法で提供することもその裁量範囲内であると判示した。

佐賀県伊万里市 判例要約

1. 裁判概要

- 伊万里市住民37名が、同市及び市長に対して、公共施設浄化槽の保守点検業務を随意契約とすることが地方自治法に違反するとして、2403万円余の損害賠償等請求をした住民訴訟

2. 判決の趣旨

- 地方自治体が、特定の一般廃棄物処理業者との間で、浄化槽保守点検業務等を随意契約方式とすることが、競争入札を原則とする地方自治法234条等に反するか争われた住民訴訟において、裁判所が、いわゆる「合特法」の趣旨を考慮して、下水道供用開始の影響を受けている一般廃棄物処理業の保護として、当該業務委託を随意契約方式とすることは、行政の合理的な裁量の範囲内であると判示した判例

(上告棄却・確定)

3. 判決日

佐賀地方裁判所

一審判決言渡日 平成23年 1月21日 被告 106万円余支払い

福岡高等裁判所

二審判決言渡日 平成24年 4月12日 一審判決取消

最高裁判所

上告棄却決定日 平成26年 4月 3日 棄却

法律・通知

〈地方自治法〉

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第2項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

〈地方自治法施行令〉

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第1項第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

〈下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法〉（合特法）昭和50年5月23日

第1条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

第8条 国又は地方公共団体は、前条第1項の認定を受けた一般廃棄物処理業を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従って事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〈下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について（依命通知）各都道府県知事宛 厚生事務次官通知 昭和50年10月21日（環第676号）

1 制定の趣旨

し尿浄化槽の清掃を業とする者が...事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車...の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行われなければならない。

転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、...これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨...であること。